

# 平成29年10月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

10月度の全体の相談受付件数は計145件で、前月度と比較すると36件増、対前年同月比では7件減(新車関係6件減、中古車関係3件減)となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが全体の57%を占めています。

【相談者の内訳・平成29年10月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	76	61	8	145
広告代理店	32	17	3	52
メーカー系ディーラー	18	12	0	30
自動車関係団体	6	7	2	15
中古車専門店	0	9	1	10
中古車情報誌社	2	9	0	11
メーカー	7	3	1	11
新聞社	4	3	0	7
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	7	1	1	9

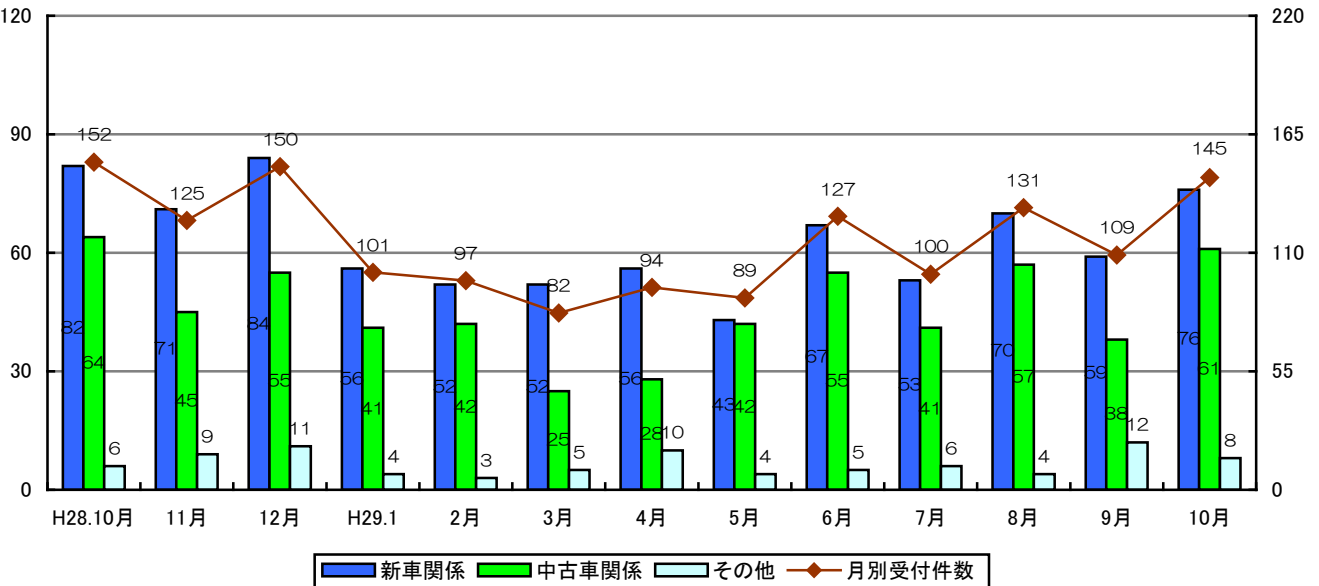
→

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	11
メーカー系ディーラー	31
中古車専門店	9
その他	1

【相談受付件数の推移・平成28年10月～平成29年10月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約35%、『特定事項の表示』に関する問い合わせが約47%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの80%以上を占めています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	58	76.3%	その他	2	2.6%
景品関係	16	21.1%	合計	76	100%

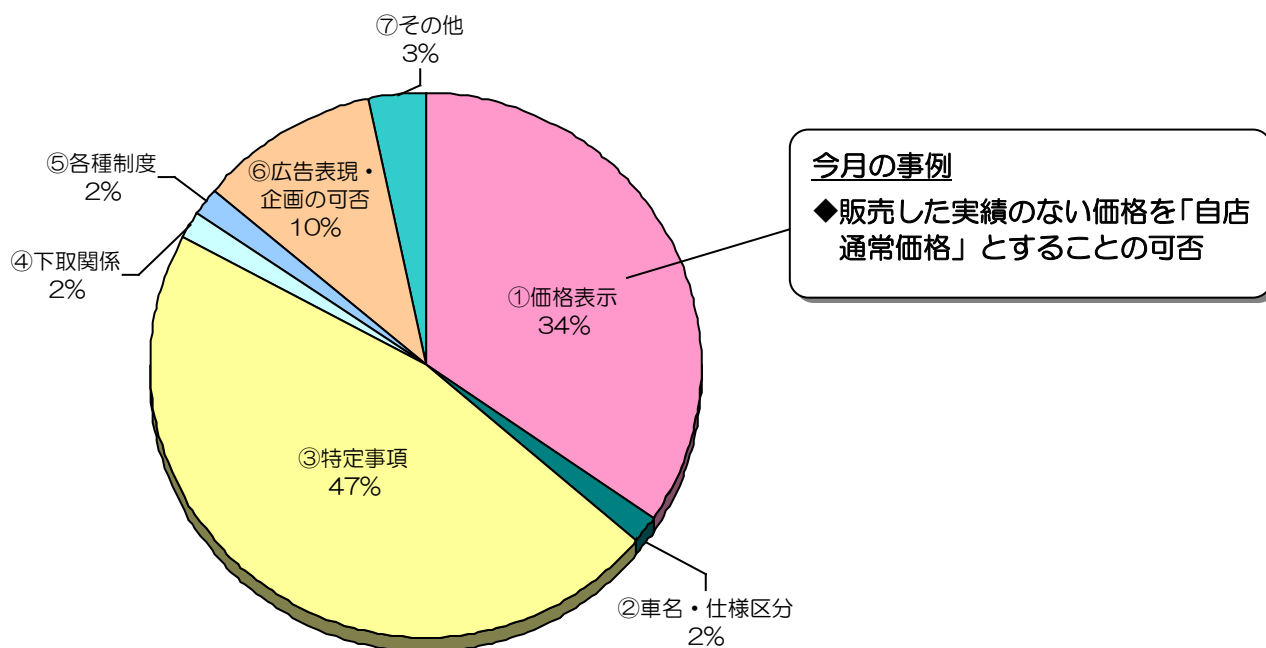
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	20	34.5%	写真・イラスト	1	1.7%
表示方法	4	6.9%	特別仕様・限定	2	3.4%
付属品・特別仕様	1	1.7%	④下取関係	1	1.7%
値引表示	3	5.2%	⑤各種制度	1	1.7%
割賦・リース	8	13.8%	補助金関係	1	1.7%
その他	4	6.9%	⑥広告表現・企画の可否	6	10.3%
②車名・仕様区分	1	1.7%	広告表現の可否	4	6.9%
③特定事項	27	46.6%	抽象的な問い合わせ	2	3.4%
安全・環境	24	41.4%	⑦その他	2	3.4%
			合計	58	97%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	18.8%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	6	37.5%	その他（期間延長等）	7	43.8%
			合計	16	100%

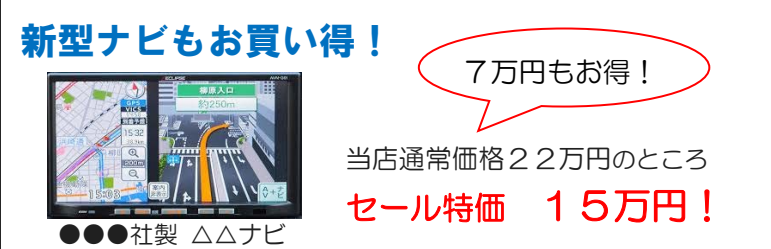
### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔販売した実績のない価格を「自店通常価格」とすることの可否〕

Q. 当店では、今度のセールの目玉として、今まで取り扱ったことのないナビを販売しようと考えています。当該ナビのメーカー希望小売価格はオープン価格のため、広告には、セール価格に当社で通常（セール時以外）販売する予定の価格を「当店通常価格」と称して併記し、セール価格の安さを強調しようと考えていますが、問題ないでしょうか。



新型ナビもお買い得！

7万円もお得！

当店通常価格 22万円のところ

セール特価 15万円！

●●●社製 △△ナビ

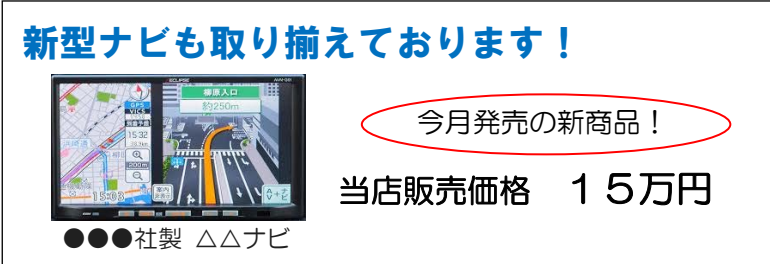
A. たとえ、セール時以外に販売する予定の価格であっても、実際には販売した実績のない価格であることにかわりはなく、これを「当店通常価格」等と称してセール価格に併記した場合、一般消費者にセール価格が通常販売している価格に比べ安いと誤認される不当表示に該当しますので、問題となります。

＜二重価格表示を行う際の留意点＞

価格の安さを強調するため、実際の販売価格に「同一ではない商品の価格」、「販売した実績のない価格」を「自店通常価格」等として称して併記するなど、実際とは異なる表示が行われる場合は、一般消費者に販売価格が安いと誤認される不当表示に該当します。

したがって、販売した実績のない商品について価格表示する場合は、自店通常価格を併記した二重価格表示や特価表示は行わないようにして下さい。

＜適切な表示例＞



新型ナビも取り揃えております！

今月発売の新品！

当店販売価格 15万円

●●●社製 △△ナビ

◆タイヤの販売に際して、実際の販売価格に販売した実績のない価格を併記した事業者に対し、消費者庁が景品表示法違反として措置命令の措置を採っています。

株式会社ピーラインに対する景品表示法に基づく措置命令（平成29年6月28日付）

（措置の対象となった表示内容の一例）

新聞広告において、「タイヤ 当店通常価格より『新聞みました』で最大半額！」と表示した上で、「1本価格」と称する実際の販売価格に、「通常1本価格」と称する価格を併記することにより、あたかも、「1本価格」と称する価格が通常販売している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常1本価格」と称する価格は、同社が任意で設定した価格であり、販売された実績のない価格であった。

●詳細は、消費者庁HPをご参照ください。

([http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_170628\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170628_0001.pdf))

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが約23%、『必要表示事項の表示』に関する問い合わせが約21%を占め、表示に関する問い合わせの約44%を占めています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	48	78.7%	その他	8	13.1%
景品関係	5	8.2%	合計	61	100%

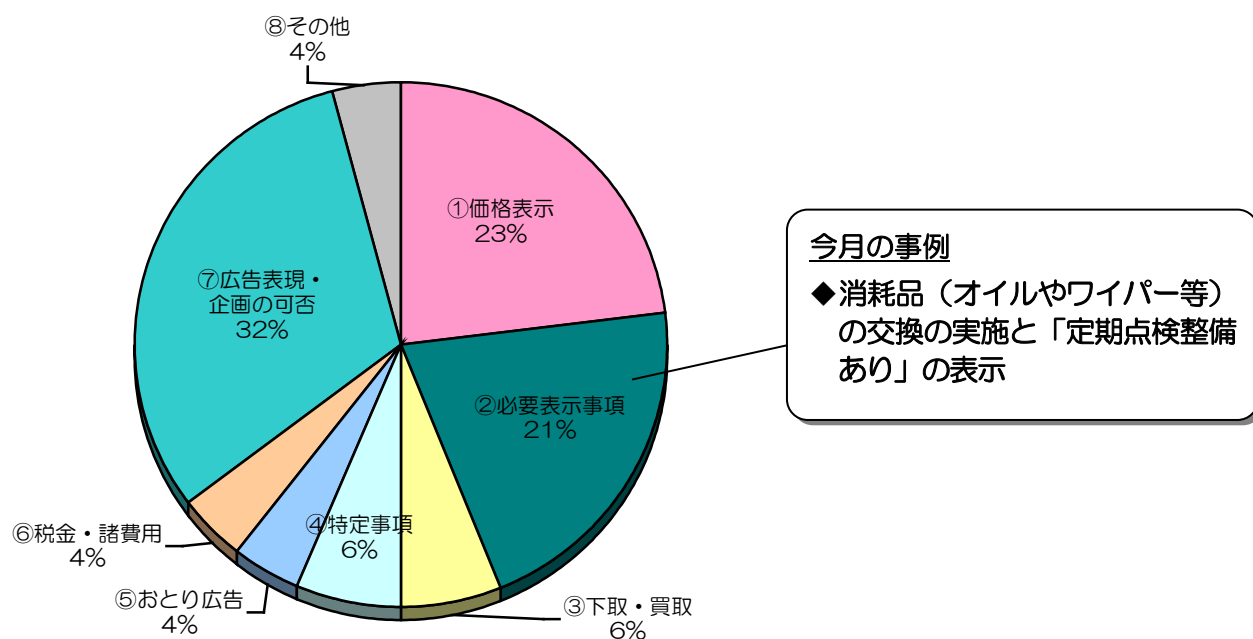
#### 【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	11	22.9%	④特定事項	3	6.3%
表示方法	2	4.2%	写真・イラスト	1	2.1%
値引表示	1	2.1%	最上級	1	2.1%
支払総額	2	4.2%	品質	1	2.1%
割賦・リース	6	12.5%	⑤おとり広告	2	4.2%
②必要表示事項	10	20.8%	⑥税金・諸費用	2	4.2%
車名・仕様区分	1	2.1%	税金	2	4.2%
使用区分	1	2.1%	⑦広告表現・企画の可否	15	31.3%
車検証の有効期限	1	2.1%	広告表現の可否	8	16.7%
保証の有無	3	6.3%	企画の可否	3	6.3%
定期点検整備実施の有無	3	6.3%	抽象的な問合せ	4	8.3%
修復歴の有無	1	2.1%	⑧その他	2	4.2%
③下取・買取	3	6.3%	合計	48	100%

#### 【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	20.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	2	40.0%	その他	2	40.0%
			合計	5	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳




広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [中古車関係]

〔消耗品（オイルやワイパー等）の交換の実施と「定期点検整備あり」の表示〕

Q. 当店では、納車前の車両チェック時に必ず消耗品（オイルやワイパー等）の交換を実施しているのですが、その場合は『定期点検整備あり（納車時）』と表示することはできますか？

オイル交換、ワイパー交換、LCC 交換  
ウォッシャー液補充して納車します！



ヒラカワ1.5M 125万円

- 初度登録年：H24
- 走行距離数：2.1万km
- 車検有効期限：H30.6
- 保証：付（部分保証 3カ月・3千km）
- 定期点検整備：あり（納車時・整備費用は価格に含む）
- 修復歴：なし
- グリーン
- 車台番号（下3桁）405
- リサイクル料金預託済（預託金相当額は別途申し受けます）

※価格には、保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません。別途申し受けます。

納車前の車両チェックと消耗品の交換を実施するので、定期点検整備あり（納車時）と表示している。

A. 公正競争規約では、『定期点検整備あり（納車時）』と表示できるのは、販売事業者が納車時まで、道路運送車両法第48条に定める点検整備（法定12ヶ月点検、24ヶ月点検）を実施し、指定・認証工場が作成する定期点検整備記録簿を交付する場合に限ると定めています。（販売事業者が指定・認証工場を持っていない場合、当該工場を持っている事業者に外注することも可。）

したがって、納車前の車両チェックや消耗品の交換等は、規約で定める定期点検整備には該当しませんので、『定期点検整備あり』と表示することはできません。よって、必ず『定期点検整備なし』と表示して下さい。

なお、必ず消耗品を交換して納車する場合（消耗品の交換等が販売する条件となっている場合）は、その費用を販売価格に含めて表示する必要があります。

●定期点検整備は実施せず、オイル交換等を実施して納車する場合の表示例

【前提】消耗品交換（オイル、ワイパー等）のための費用を販売価格に含めて表示

オイル交換、ワイパー交換、LCC 交換  
を実施して納車します！



ヒラカワ1.5M 125.6万円

- 初度登録年：H24
- 走行距離数：2.1万km
- 車検有効期限：H30.6
- 保証：付（部分保証 3カ月・3千km）
- 定期点検整備：なし
- 修復歴：なし
- グリーン
- 車台番号（下3桁）405
- リサイクル料金預託済（預託金相当額は別途申し受けます）

※価格には、保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません。別途申し受けます。